

農地法による許可申請受付メ切は毎月10日です

第44号

昭和53年創刊号から通算第129号

農政

ちちぶ

令和4年8月31日発行
秩父市農業委員会
秩父市熊木町8番15号
電話 0494 (25) 5231
責任者 糸 東 男



荒川日野・ブドウの笠がけ（将門園のふれあい体験にて）

主な内容

- 委員地区担当者一覧 2
- 農業委員会からのお知らせ 3
- 農政課からのお知らせ、朝の光 4
- 朝の光、耕地の話題 5
- 農を詠む、知々夫の夜ばなし、編集後記 6

地区担当者一覧

農業委員

区域の名称	区域の範囲	担当農業委員
区分けなし	全委員で秩父市内全域を担当します。	会長 桑 東男 会長職務代理者 長谷川 満 横田 友 委員 上井 克彦 加藤 勝市 笠原 倍吉 彦久保利平 黒沢 昌治 青野 孝司 新田 恭一 長島 秀明 豊田 恵男 設楽 治男

農地利用最適化推進委員

区域の名称	区域の範囲	担当推進委員
第 1 区域	日野田町一丁目、日野田町二丁目、野坂町一丁目、野坂町二丁目、熊木町、上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、中町、本町、宮側町、番場町、上野町、東町、道生町、中村町一丁目、中村町二丁目、中村町三丁目、中村町四丁目、近戸町、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、相生町、別所、久那、上影森、下影森、浦山、大宮、和泉町	吉川 稔
		松澤 眞一
第 2 区域	寺尾、蒔田、田村	倉林 幸男 大久保 勝
第 3 区域	大野原、黒谷、山田、栃谷、定峰	田口 俊夫 小久保健司
第 4 区域	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘	齊藤 稔 富田 典孝
第 5 区域	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部	新井 明弘
		木村 初枝
		高田 忠一
第 6 区域	大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贅川、荒川日野	新舟 文男
		千島 初夫 木村 雄一

農業委員会からのお知らせ

農地改良等には

届け出（許可）が必要です！

農地改良（土の搬入を伴うもので、田畑転換を含む。）及び農地改良を行うための搬入路（以下「農地改良等」という。）を目的とした行為は、農地転用許可の対象となっています。農地改良等とは、農地の保全若しくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為であり、単なる残土の処分を目的として行うものではありません。

また、一定の期間・規模を超える比較的大規模な農地改良等は、土の搬入等に伴い耕作不能な状態が複数月に渡り継続することから、この間を転用行為とみなし、農地法第4条又は第5条の規定に基づく農地転用許可の対象とするものです。ただし、次のアからエの全てに該当する軽微な事案は、農地として利用する行為の一環であると判断されるため許可不要事案として扱います。が、工事中前に必ず農業委員会へ届出書を提出する必要があります。また、工事完了後には、農地改良

等完了報告書の提出が必要です。

ア 農地改良等の面積が1,000

m²未満であること。

イ 農地改良等の工事期間が1ヶ月

以内であること。

ウ 表土には農作物の生育に適した

耕作土を確保すること。

エ 地区全体の営農環境に影響を及

ぼさないこと。

また、一般廃棄物や産業廃棄物を使用して農地改良等を行うことは認められません。

搬入土については、発生場所、発

生工事内容、土質、土量等を明らかに

する必要があります。

農地改良完了後の仕上がり面につ

いては、公道や周辺の農地と著しい

段差がないこと。仕上がり面は、原

則として、必要性や作付計画で判断

できる必要最小限の高さとしてくだ

さい。

具体的には、水田は畦畔が隣接道路

路面まで、畑は隣接道路面から30セ

ンチメートルを上限とします。

仕上がり面を隣接道路面及び隣地

面より高くする場合は、被害防除策

として、隣接道路面及び隣地との間

に素堀側溝を設置し、嵩上げの高さ

に相当する幅でセットバックし、法

面の勾配は、嵩上げの高さ1に対す

る水平距離2の割合の勾配以下する必要がある。なお、周辺の土地に影響を及ぼさないように十分配慮してください。

農地改良を行う場合は、事前に農業委員会にご相談ください。

「農地パトロール」を
実施します！

農業委員会では、年1回、市内すべての農地の調査を行なうことが農地法で定められています。現地を巡回して農地の利用状況を把握するもので、遊休農地、荒廃農地の調査や違反転用の発見等、農地の有効利用を図ることを目的としています。

利用状況調査にあたり、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地内に立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

調査は令和4年9月から11月頃までを予定しています。

また、この調査の結果、新しく遊休化していると思われる農地に対しては、後日、利用意向調査として、農地所有者様等に対し、今後、その農地をどのように使用していきたい意向があるのかを確認させていただきます。重ねてご協力をお願いします。

農業者の老後は国民年金だけでは不安です！

農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

こんな方が加入できます。

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事

③20歳以上60歳未満の方

◎積立方式だから自分が掛けた年額は年金として生涯もらえます。

◎保険料は月々2万円から。金額はいつでも変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

※お申し込みはお近くのJAまで

問い合わせ

農業委員会事務局
☎(25) 5231
吉田総合支所地域振興課
☎(72) 6083
大滝総合支所地域振興課
☎(55) 0862
荒川総合支所地域振興課
☎(54) 2114

農業者年金で安心・豊かな老後を

農業者の老後は

国民年金だけでは不安です！

農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

こんな方が加入できます。

◎国民年金第1号被保険者

◎年間60日以上農業に従事

◎20歳以上60歳未満の方

◎積立方式だから自分が掛けた年額は年金として生涯もらえます。

◎保険料は月々2万円から。金額はいつでも変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

※お申し込みはお近くのJAまで

農政課からのお知らせ

種苗法が改正されました

■種苗法改正(令和2年12月)の概要

- 登録品種について、育成者権者が種苗の海外への持ち出しや国内での栽培地域を制限できません。(令和3年4月1日から)

- 「登録品種である旨」「輸出や栽培地域の制限がある場合その旨」を種苗の譲渡時などに表示することが義務化されました。(令和3年4月1日から)

- 登録品種の自家増殖に育成者権者の許諾が必要になります。(令和4年4月1日から)

※登録品種の種苗については、利用条件をよく御確認ください。

■埼玉県登録品種の取扱い

- 海外持ち出し禁止です。
- 利用許諾契約などで栽培地域を県内に制限しています(茶、シクラメンを除く)。

- 自家増殖は、県内生産者に限り(茶は県内・県外生産者に)許諾し、許諾料は無償とします。また、自家増殖の許諾手続きは不要です。(令和4年4月1日)

(以降)

- 作物別や品種別の対応は左記の県ホームページに掲載しています。

ご不明な点がありましたら、市農政課までご連絡ください。

【農林水産省】種苗法の改正について



<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/index.html>

【埼玉県】種苗法改正に伴う

埼玉県の対応等について



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0904/syubyouhou/index.html>

問い合わせ

農政課

☎ (25) 5210

朝の光

農業委員

設楽 治男(太田)

人口減少の中で誰でも自分の田畑を持ち菜園・家畜等を営み生活の一部として新たな農業従事者として生きて行く事を可能とする「人・農地関連法」が参議院で五月二十日成立した。農地関連法六法の一つで農村漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進等に関する法律の一部が改正され、日本全国で広がっている耕作放棄地を防止するには遅い感はあるが、画期的な法律が成立したのである。

我々農業委員・農業推進委員は、日頃「農地を守る」を合言葉にパトロールしているが、農業の担い手の高齢化・後継者がいない等で耕作地が狭く田畑の草刈等の保全作業になり、やがて耕作放棄地から山林・原野化していく姿は止めようがない。我々農業委員は、どうしたら農地を守るのか解決できない課題に突き当たってしまう。この課題を解決しようとして提案しているのが今回のこの法律である。

秩父地域の農業は太田等の耕地が広く大型機械が導入でき、経済的に見合う農地の大半は、土地改良工事が進み中間管理機構の制度等を利用して、農業経営継続が可能と思われる。しかし、問題は土地改良区計画で漏れた小面積の田畑の耕作放棄地が目立って拡大している事である。この法律は、ここに光を当てて地域活性化を図ろうとしている。現状は小面積農地まで農振法の網をかぶせ、農地の所有権等を厳しく制限していることにより、高齢化・無後継者から自然と耕作放棄地になっていくことを未然に防ぐ法律である。しかしこの法律の目的である、農用地の保全・活性化を実現するには容易ではないと思われる。

私が行政書士として数年前ある町の空家バンク条例を利用して、都心から山村に農業従事者として移住した家族の例を挙げる。この町では、空家バンク条例で農地の所有権移転・移住補助金等の支援内容が手厚く用意してあった。県南に移転した知人の空家の所有者から二年近く前になるが、行政・不動産屋・士業者等に依頼したが進まないのどうにかして欲しいとの依頼があった。調べたところ、バンク適用外となつて

いる周辺の農地の処分・不法墓地の移転・農地法4条の違反・水利権・農業作業のOJT・低価格取引から不動産屋の活動が消極的であり、土業者の数々の申請・登記及び調査費用が土地価格を上回るなどの問題点が多数あった。問題解決が進まないのは横の関係者との結びつきが薄かったことが原因であった。対策として、地元の農業委員・町役場・周辺の住民・所有者・購入者・不動産業者・お寺等と頻繁に関係者を変えて打合せした事により解決に至った。特に、地元の農地に精通した農業委員の協力があつて農地所有権の移転と同時に空家バンク契約がスムーズに成立した。

昨今、コロナのまん延で生活安全から地方への移住が進んでいる。また、在宅勤務を常態化している企業も増加している。驚いたのは、先日NNTTが発表した、職場は自宅で会社への出勤は出張扱いとの報道であった。

秩父地方は、都心から近くレッド・アロー等を利用すれば素晴らしい移住地となる。私は長く奥南・都心で働いていてよく仲間から広々とした土地の中で農作物を作り動物を飼いたいの声を聞いた。しかし、現農地

法では困難であった。それが今回の法律改正で可能となった。「今、やるべきでしょう。」

この法律に基づく理想を実現するため県・市が作成するその地域の山村の活性化・定住等の計画作りに農業委員・農業推進委員の意見が法律で求められている。直接、農家と接している農業委員・農業推進委員の農業委員会活動記録がこの計画に反映されると思われる。したがって、これからの農業委員・農業推進委員の役目・責任は大きくなったと思う。

耕地の話題

農地利用最適化推進委員

木村 雄一（荒川白久）

家から一歩外へ出てみると家のめぐりは青々とした畑が続ぎ、その中に数軒の民家が点在している。わが家はそんな中の一軒である。

この一帯は、昔、荒川の水が大滝の岩の間をすり抜け、ようやく広い川幅となって流れ始めたところであり、川の土砂が堆積して、今の我が家付近の土壌が形成されたところである。土とともに大きな岩等も堆積

し、耕作には不向きな土地であったが、先人たちが苦勞に苦勞を重ね、ようやく耕作ができるまでにしてくれた土地である。

しかし今、その土地に青々と茂っているのは作物ではなく、雑草である。耕作している畑は全体の四分の一程度であり、わずか数名の者が携わっているにすぎない。

私も今年で七十歳になるが、私が農作業に関係したのは小学校四、五年生の頃だったと思う。あの頃はまだ、スキ、クワ、ムグリといった農業器具があり、それを使いこなす父親の姿が偉大に見えたのを今でも覚えている。

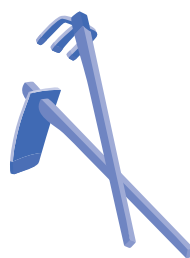
あれから六十年、今は機械化も進み便利になるとともに農地の整備改良や技術の進歩など驚くほどの改良がみられる一方、若い人の農業離れが増え続けているのも現実であり、当地区においても他人事ではなくなつてきている。

現在、農業に携わっている最年少者が五十六歳であり、次いで私の七十歳であることと併せ、後を継ぐ者もない現状を考えると農業に対するこの先の姿が見えてくるような気がしている。

秩父地域のような中山間地域の農

業は、作物を作っても鳥獣害により収益の少ない現状を考えると、農地が遊休化してしまわないように保全管理をしてゆくことが必要ではないかと思う。

これからも農地の有効的な利用と耕作放棄地の減少を願いつつ、推進員として少しでも農業従事者のお役に立てるよう活動を継続していきたいらと思つている。



【訂正とお詫び】

2022年1月1日付発行の農政ちちぶ第43号7ページの「耕地の和題」において、記事の内容に一部訂正箇所がございました。左記のように訂正させていただきます。誠に謹んでお詫び申し上げます。

「正」1000の素材があれば、1000のクラフトが生まれるチャンスがある

「誤」1000の素材があれば、1000のクラフトが生まれるチャンスがある

農を詠む

関口 良子(註)

(上野町) 関口 良子
代掻きのはじまつてゐる学習田

(熊木町) 前原元一郎
梅漬ける日本海の塩を振り

(高 篠) 強谷 幸雄
畔を塗る蛙のこゑに励まされ

(高 篠) 村田 軍司
百枚の棚田に揃ふ田植笠

(荒 川) 逸見 壽江
新馬鈴薯の掘りかけてあり通り雨

(上野町) 小林 敏子
代掻きの予へし棚田に入り日満つ

(高 篠) 武藤 圭子
十華の香をまとひ来る草刈女

(東 町) 石澤 藍子
浮苗の乱れを直し棚田守る

(吉 田) 新井庄太郎
諸挿して父祖伝来の畑守る

(中宮地) 浅見 昭文
朝まだき棚田にひびく時鳥

知々夫の夜ばなし

『江戸の悪疫退散』
荒川歴史懇話会 新井 充

悪疫とは悪性の疫病を云い、疫病とは急性の感染症を云う。古来、日本人は、様々な疫病の流行に見舞われてきた。疱瘡(天然痘)、労咳(結核)、麻疹(はしか)、狐狼狸(コレラ)、スペイン風邪、新型コロナウイルス感染症等々である。江戸時代、医学が未発達の中、人々は疫病神や悪鬼、狐等が体内に取り憑いたり、家に入り込むことよつて病に罹ると考えていた。医療や薬が頼りにならない中で、人々は疫病に罹らないために、神仏の呪力、霊力、験力等にすがり、病魔に対するありとあらゆる禦ぎや祓いに願いを託した。以下、除災儀礼の数々を列挙してみる。

- ① 民俗行事・祭
獅子舞、節分、祇園祭、川瀬祭、ジャランポン祭、虫送り等
- ② 仏事 大般若会等
- ③ 社寺へ参拝・祈願
八坂神社、牛頭天王社(祇園信仰)
疱瘡神社・薬師堂等
- ④ 魔除け・門守を掲げる
ヤツデの葉、御札等

安政五年のコレラ禍

日本の疫病流行史上、令和の新型コロナウイルス感染症に匹敵する疫病と云えば、大正年間に国内だけで死者四十五万人以上と云われているスペイン風邪、幕末の安政五年に流行したコレラである。罹患すると三日以内に死ぬ場合が多く、「三日コロリ」、「二日コロリ」、「即死之病」等と呼ばれた。後には、狐等が取り付くことよつて発病するという噂から「狐狼狸」等とも呼ばれた。江戸市中だけで死者数三万人以上とも云われている。因みに、今回のコロナ禍では全国で三万人余りである。

三峯神社の御神犬拝借

あらゆる手立てを尽くした後、人々が頼つたのが武州秩父郡三峯神社の御眷属である御神犬である。三峯神社日鑑によると、安政五年八月以降、駿河・伊豆・甲斐からの御眷属拝借の登山者が急増しており、八月廿四日には御眷属(貸出)数が初めて一万番を突破したという。人々は、狐狼狸を発症させるのは血管内に入り込んだ「くだ狐」と思ひ込み、是を駆除するには天敵である狼(山犬)が最適だと考えた。

編集後記

木村 初枝

農政ちちぶ第44号の発行にあたり多くの皆様に原稿を寄せていただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの中、委員会は新体制となり、制限を受けながらも研修や農地利用調査等の活動を実施しました。

農業従事者の高齢化、担い手の不足そして異常気象、害獣被害等々農業委員会を取り巻く問題は数多くあると思われませんが、意欲のある方々が担い手として現れてくれる事に期待をしております。

今後とも委員会活動の支援の程、よろしくお願いいたします。

秩父市農業委員会広報部会

- 部会長 新田 恭一
- 副部会長 小久保健司
- 委員 青野 孝司
- 委員 齊藤 稔
- 委員 木村 初枝

